

第4回西和賀町議会定例会

令和5年9月15日（金）

午後 1時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

これから本日の会議を開きます。

議場内が暑い場合は、上着を脱いでも構いません。

議事日程は印刷配付のとおりであります。

内記町長並びに柿崎教育長より説明員として出席する旨の届出のあった者の職氏名については、着席のとおりでありますので、呼称は省略しますが、これを受理しました。

それでは、直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1から日程第9までの認定議案については、決算審査特別委員会を設置し審査したところではありますが、決算審査特別委員会、柳沢安雄委員長より審査終了の旨の届出がありました。

この際、柳沢安雄委員長より審査についての報告を求めます。

柳沢安雄君。

10番 決算審査特別委員会委員長報告。

令和5年9月5日に決算審査特別委員会に付託されました事件について、西和賀町会議規則第77条の規定により、審査結果を報告します。

付託された事件は、認定第1号から第9号までの9会計の決算認定議案です。

議長を除く議員11人による決算審査特別委員会を組織し、9月7日から13日にかけて、主要事業の成果の確認と併せて関係課長等から説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査結果につきましては、認定第1号から第9号まで全ての議案を原案のとおり認定すべき

と決したところでございます。

ここで、決算審査特別委員会における審査の過程について、抜粋、一部要約し、ご報告しますが、審査の詳細については、後日町のホームページで公開される予定の議事録を御覧いただきたいと思います。

まず、決算審査において最も重要な着眼点は、予算が議決した趣旨と目的に沿って適正に、かつ効率的に執行されたかどうか、そして事業の執行によってどのような行政効果を得られたのかという観点です。

決算の審査に当たっては、事前に町監査委員から令和4年度決算における決算審査意見書が提出されていることから、計数等の詳細については省略をいたしますが、審査の主な質疑と委員長としての所感を併せて述べさせていただきます。

最初に、総務課の審査では、無線操縦により空撮が可能となる小型無人機であるドローンの利活用について、「操縦するための免許を持った者は何人で、さきの7月中旬の大雨ではどのように活用したのか」との問いに対しまして、「5人在職しているが、さきの大雨では悪天候により十二分に活用できなかった。今後は有効活用を図っていきたい」旨の答弁がありました。

ふるさと振興課の審査では、町では令和4年度から町内6か所の公民館に集落支援員を配置し、集落の住民が集落の問題は自らの課題として取り組むための活動拠点として集落支援センターを設置しています。集落支援員も地域になじみながら事業展開を図っていますが、この事業に関し、「集落支援員に対する研修などの実績はあるか」との問いに対しまして、「令和4

年度は、コロナ感染症のために視察研修の実施はできなかったが、可能な限り研修には参加させたい」旨の答弁がありました。

企画課の審査では、町民バスの運行に当たり、リアルタイムに運行状況を把握できるバスロケーションシステムを導入し、スマートフォンから容易に確認できたり、あるいは大型モニターを湯夢プラザと町立西和賀さわうち病院の2か所に配置しています。このことに関し、事業実施の効果等を問うと、「利用者の利便性は確実に向上していると認識している」旨の回答がありました。

観光商工課の審査では、町内の店舗で利用できる上乗せ率30%のプレミアム商品券発行事業、いわゆるニシワガー券に関し、町は西和賀商工会に財源を補助し、町内での経済活動を促進させ、町内事業者への支援と地域活性化を促進しています。ニシワガー券の利用状況を確認すると、「業態別の利用金額で見ると、ガソリンスタンド、そして自動車修理工場での利用が多いことを確認している。大きな経済効果があったと考えている」旨の答弁がありました。

健康福祉課の所管する業務は多岐にわたりますが、このうち母子保健事業に関し、ふれあい体験学習として、町内中学校3年生を対象に、川尻保育園やせんだん保育所の園児、乳児健診の際に乳児と触れ合える場を設けています。この事業効果について確認したところ、「園児や乳児との触れ合いの場を設けることで、命の貴さを学び、他人や自分を大切にすることを育み、親への感謝の気持ちを持つなど、すぐに効果が出るものではないが、親になったときの準備教育としての効果があるのではないかと認識している」旨の答弁がありました。

税務課の審査では、税務課が令和4年度から実施しているコンビニエンスストアなどで税金等の納入ができるキャッシュレス化事業を展開していますが、このことに対し利用率を問うと、「全体の納付件数のおよそ1割近くがコンビニ

収納されている。24時間納付することが可能になり、支払いの選択肢が広がった。情報化社会に当たり、今後必要不可欠な支払い方法の一つである」旨の答弁がありました。

農業委員会の審査では、農地の集積と集約を加速させるため、遊休農地の所有者等情報のデータベース化、効率的な農地パトロールを実施するために、携帯情報端末、いわゆるタブレット端末を活用することとしておりますが、その利用状況を問うと、「令和4年度は、機器類の整備を完了したのみで、まだ具体的な利用には至っていない。今後操作研修会などを行っていく」旨の答弁がありました。

農業振興課の審査では、町のブランド特産として定着している西わらびに関し、町はポット苗の購入や圃場整備などに補助金を交付し、より一層定着させようと事業拡大を図っています。このことに関し、「事業推進により、どの程度の効果があったか」との問いに対し、「作付面積は拡大を図ることができたが、収穫した半分は塩蔵品であり、安定的な供給を行うために販路拡大が急務である」旨の答弁がありました。

林業振興課の審査では、有害鳥獣対策に関し、熊などによる被害等が近年顕著になっており、それと比例し熊の目撃情報も多くなっています。このことに関し、町では西和賀町猟友会に対し財政支援を行っているほか、町民が狩猟免許取得に係る費用に対し補助金を交付しています。この狩猟免許取得者が令和4年度はゼロ人となったことを問いただしたところ、「担い手の育成は急務であり、周知を徹底するなどして地道に対応していきたい」旨の答弁がありました。

学務課の審査では、現在電気料の高騰が社会問題となっており、その関連として、令和4年4月から稼働している総合給食センターの維持管理費用、特に当該施設はオール電化となっていることから、その影響が懸念されたところであり、このことに関し問うと、「電気料につい

ては、当初想定した額より3割程度費用がかさんだ」との答弁がありました。

生涯学習課の審査では、男女共同参画社会とは、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参加する機会が保障され、かつ共に責任を負う社会とされています。町でも、男女共同参画社会に向けた取組をしており、アンケートなどを実施しながら、令和4年度に第2次西和賀町男女共同参画プランを策定したところです。この事業に関連して実施したワクワクワーク・ライフ・バランスという啓発事業に関し、参加者の人数、そして年代構成などを確認したところ、「参加者14人のうち男性が8人と多く、年齢構成は30代から60代と幅広かった」旨の答弁がありました。

町立西和賀さわうち病院の審査では、令和4年度に病院敷地内に1棟2戸の医師住宅を新築し、現在5棟6戸を管理運営しておりますが、その空き室状況などを確認したところ、「病院医師はもちろん、研修医なども利用しており、基本的に空き室は生じていない。医師からも緊急時に即応できるため立地もよいとの評価を受けている」旨の答弁がありました。

建設課の審査では、道路除雪事業に関し、除雪作業員の確保は、人口減少、高齢化により、直営による除雪作業が年々難しくなっています。除雪作業員を確保するための事業の一つとして、除雪オペレーター確保対策SNS活用業務を行っていますが、この事業はどの程度の効果があったかの問いに対し、「動画配信サイトで4万7,000回も再生されるなど、大きな効果があった」との答弁がありました。

上下水道課においては、水道料金の滞納に伴う町水道の給水停止に関し、その停止手続は適正に行われているかとの問いに対し、「条例、規程に基づき適正に執行している」との答弁がありました。

複数の課にわたる事業などに関する総括質疑

では、決算書に添付された資料に第2次西和賀町総合計画における目標指標とその実績が示されており、令和4年度に目標値に届かなかった、例えば集落営農組合数、集落営農組合の法人化などについて問いただしたところ、「地域によって担い手に大きなばらつきがあり、一律に進められない問題もあるが、町内の先進例などを事例として取り組んでいきたい」との答弁がありました。

以上が決算審査における各課の審査の様子です。

最後に、決算審査特別委員長としての所感を述べさせていただきます。まず、本決算審査特別委員会は、タブレット端末を活用した初めての審査となり、執行機関、議員ともまだ不慣れな点もあり、今後の改善点も多々ありますが、新しい時代に向き合う形として一歩前進した委員会となりました。

各課ごとの審査については、4日間、委員各位による活発な質疑により審議を重ねました。この中で、個々の事業について、決算数値の整合性からさらに踏み込み、事業の背景と目的、町民にとって事業が持つ意味を問う議論が展開されました。

一方で、こうした質問に対する執行機関からの回答が滞る場面も散見されました。執行機関にあっては、決算に当たり、単に各事業の収支額を合わせることにとどまらず、事業の目的に照らして、その成果や検証、分析までを決算の仕事と認識し、次年度の事業に生かしていただきたいと考えます。

町監査委員からの令和4年度決算における決算審査意見書で指摘されたように、事務処理ミスは単なるミスに終わらない重要なコンプライアンス案件へと影響を及ぼしております。職務の専門技能研修に加え、職員の法令遵守、規範意識の向上に向け、内記町長が先頭に立つての取組みが求められます。

財源の乏しい本町には、限られた予算の中で

最大限の成果ある事業執行が求められ、また適切な予算執行も求められております。

本特別委員会の審査は、西和賀町が将来にわたり住民福祉や自治のとりでとして存立するため、住民自らの参加と行政の役割を見直す節目となる審査であったと考えます。

最後に、本特別委員会の審査に先立ち、長期間にわたり各会計の決算審査を行った町監査委員のご苦勞に敬意を申し上げますとともに、執行機関におかれましては福祉の向上に資するよう、そして無駄のない行政運営に努められますことを特に要望し、決算審査特別委員長の報告といたします。

以上でございます。

議長 柳沢委員長は委員長席にお座りください。決算審査特別委員会、柳沢委員長の報告が終わりました。

審査は、当職を除く議員11人で審査したわけですが、この際質疑がありましたらこれを許します。

なお、質疑は決算審査の経過と報告に対する質疑に限りますので、念のため申し添えます。

質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。柳沢委員長は自席にお戻りください。

それでは、順次日程に従いながら進めますが、討論と表決はそれぞれ認定議案ごとに行います。

日程第1、認定第1号 令和4年度西和賀町一般会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。2名の方から通告がありました。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

刈田敏君より通告がありますので、これを許します。

11番 11番、刈田敏です。認定第1号 令和4年度西和賀町一般会計歳入歳出決算に対して、認定に賛成の立場から討論いたします。

令和4年度歳入決算額81億5,744万円、歳出決算額78億3,399万円、形式収支は3億2,345万円の黒字決算となっています。しかし、自主財源が前年と比べ59万円、依存財源は14億4,300万円減少しています。この状況から、目指す町の姿に対して、財源が不足している状況は明らかで、今後の行財政運営に不安を隠せない状態にあります。

加速する少子高齢化、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、状況はさらに厳しくなっています。令和4年度歳入歳出決算においては、限られた厳しい状況にある中、職員の行財政運営に対する取組の成果に対して、おおよそ評価するものでありますが、令和4年度一般会計歳入歳出予算について、何点か意見を述べさせていただきます。

1つ目として、持続可能な町を目指す人材育成の観点から、西和賀高校に関する魅力化支援、公営塾運営事業は、引き続き進めていただきたいと思ひますし、新規事業の西和賀高校と協働した地域人材育成事業は、よい結果が得られるよう、さらに進めていただきたいと思ひます。

2点目として、第2次総合計画基本施策における目標指標の推移に関して、産業領域、農林業の振興において、集落営農組合数、法人化については、進めている状況だが、まだ結果が出ていないとのことで、目標に向かってさらに努力していくことが必要と考えております。

また、生活領域におけるコミュニティー活動の推進については、これも同じく結果が出ていない状況にあります。行政区、地域コミュニティーは、まちづくりの基礎であります。自治組織のあり方について、引き続き現状を把握しながら成果を上げていけるよう努めていただきたい。

その他の目標指標においても、住民のために進められている事業であります。事業の見直しも含め、スピード感を持ち、決算結果が予算への適切な反映につながるよう努めていただきたい。

い。

「どこにもない四季と湯の里」を掲げ、西和賀町は持続していくことができるのだと、限られた財源で必要な施策を効果的に進め、住民の福祉向上に向け、努力していきましょう。

認定第1号 令和4年度西和賀町一般会計歳入歳出決算に対して、認定に賛成の立場からの討論といたします。

ありがとうございました。

議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

普本歌織君より通告がありましたので、これを許します。

普本歌織君。

3番 議員番号3番、普本歌織です。まず初めに、今議会は私にとって初めての決算議会であり、とても緊張して臨んだのですが、当局の皆様にはどんな質問も誠意を持って受け止めてくださり、ご答弁いただいたことに感謝を申し上げます。

令和4年度一般会計決算に賛成の立場で討論いたします。

3点申し上げます。まず、教育、子育て支援関連です。町は、県や国の補助金を活用しながら、病児保育、未熟児養育医療費給付事業、教育相談員設置事業など、多岐にわたる教育、子育て支援の事業に取り組んでおり、子育てする当事者のことを思い、地域のすばらしい人材を登用しながら、教育事業に取り組んでいることが分かりました。

子育て支援、教育事業は、少子高齢化を迎えている我が町にとって、最も重視すべき課題であると考えます。今後も病児保育の対象拡大、保育所、保育園の保育料無償化部分の拡大など、町の数少ない子育て世帯や子供たちに寄り添った事業の展開を望むものです。

2点目は、職員の研修についてです。指導主

事設置事業、特別支援教育支援員配置事業、集落支援センター運営事業などを通して質問いたしましたが、予算化されている面、されていない面で実施し、職員の皆さんのスキルアップに努めていることが分かりました。

人材の育成は、どの分野でも大変重要なことですし、町の発展においてもとても重要なことであると言えます。特に人と関わる仕事においては、常に研修して新しい情報や技術を身につけることが必要ですし、一人一人の仕事への前向きな気持ちややりがいにもつながるものです。研修を受けさせるゆとりを生み出すためには、各職場に十分な人員を確保しておくことも欠かせません。職員の皆さんの、特に会計年度任用職員の皆さんの待遇改善とともに、今後さらに研修の機会を充実させることを望むものです。

3点目は、男女共同参画についてです。町では、まだまだ女性の活躍する場が男性に比べ少ないと言えます。各職場や地域でも、役員における女性の数はとても少ないのではないのでしょうか。令和4年度は、第2次西和賀町男女共同参画プランが策定されたことは評価すべきと考えます。

また、女性が住みよいまちづくりへの質問の答弁の中で、プロジェクトチームも発足していたことが分かりました。女性が社会的に影響のある地位に就くためには、男性同様、そこに至るプロセスを経験することが大切です。とかく家庭の中で家事や育児、介護などを担うことが多くなりがちな女性にとって、仕事上、そのプロセスを経験できないためにスキルアップできないということが起こり得ます。家庭内での男女間格差の是正も必要です。

令和4年度の決算額としては、男女共同参画事業については少ないのではないかと感じました。しかし、この決算議会を通して、各課の決算審議の場に出席された職員の皆さんの中には女性も多く、課長代理としての的確な答弁をされる姿には、非常に心励まされる思いでした。予

算化されていないところでの育成の努力を感じました。役場は、町内では非常に影響力の大きい職場であると考えます。役場の課長級に女性が増えることは、何よりの啓発になると感じています。

今後は、第2次西和賀町男女共同参画プランを生かした事業展開に期待します。そして、町内で女性が活躍する場がさらに増えることを目指していただくということを期待申し上げまして、私の討論を終わります。

議長 ほかに討論のある方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

認定第1号 令和4年度西和賀町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本決算に対する委員長報告は認定すべきとするものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本決算については認定することに決定しました。

続いて、日程第2、認定第2号 令和4年度西和賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論される方おりますか。

(なしの声)

議長 討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

認定第2号 令和4年度西和賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本決算に対する委員長報告は認定すべきとするものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本決算については認定することに決定しました。

続いて、日程第3、認定第3号 令和4年度西和賀町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論される方おりますか。

(なしの声)

議長 討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

認定第3号 令和4年度西和賀町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本決算に対する委員長報告は認定すべきとするものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本決算については認定することに決定しました。

続いて、日程第4、認定第4号 令和4年度西和賀町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。通告はありませんが、討論される方おりますか。

(なしの声)

議長 討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

認定第4号 令和4年度西和賀町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本決算に対する委員長報告は認定すべきとする

るものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本決算については認定することに決定しました。

続いて、日程第5、認定第5号 令和4年度西和賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。通告はありませんが、討論される方ありますか。

(なしの声)

議長 討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

認定第5号 令和4年度西和賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきとするものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本決算については認定することに決定しました。

続いて、日程第6、認定第6号 令和4年度西和賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

認定第6号 令和4年度西和賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本決算に対する委員長報告は認定すべきとするものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方

は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本決算については認定することに決定いたしました。

続いて、日程第7、認定第7号 令和4年度西和賀町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

認定第7号 令和4年度西和賀町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本決算に対する委員長報告は認定すべきとするものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本決算については認定することに決定いたしました。

続いて、日程第8、認定第8号 令和4年度町立西和賀さわうち病院事業会計決算の認定について討論に入ります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

認定第8号 令和4年度町立西和賀さわうち病院事業会計決算の認定についてを採決します。

本決算に対する委員長報告は認定すべきとするものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本決算については認定すること

に決定しました。

続いて、日程第9、認定第9号 令和4年度西和賀町水道事業会計決算の認定について討論に入ります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

認定第9号 令和4年度西和賀町水道事業会計決算の認定についてを採決します。

本決算に対する委員長報告は認定すべきとするものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本決算については認定することに決定しました。

議案配付のため暫時休憩いたします。

午後 1時36分 休 憩

午後 1時37分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、日程第10、同意第1号から日程第13、同意第4号までの件については、西和賀町固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてでありますので、一括してこれを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま一括上程になりました同意第1号から同意第4号までの西和賀町固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

西和賀町固定資産評価審査委員会委員の任期が令和5年11月30日をもって任期満了となることから、委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

任期は、地方税法第423条第6項の規定により

3年とし、令和5年12月1日から令和8年11月30日までであります。

同意第1号は、氏名、竹沢清一。生年月日、

、 歳。住所、。

竹沢清一さんは、平成26年12月1日から9年間委員としてお願いしてきたところであり、職務にも精通され、経験豊富であることから適任者と認め、引き続きお願いしようとするものであります。

同意第2号は、氏名、照井秀樹。生年月日、

、 歳。住所、。

照井秀樹さんは、平成26年12月1日から9年間委員としてお願いしてきたところであり、職務にも精通され、経験豊富であることから適任者と認め、引き続きお願いしようとするものであります。

同意第3号は、氏名、小原茂喜。生年月日、

、 歳。住所、。

小原茂喜さんは、平成29年12月1日から6年間委員としてお願いしてきたところであり、職務にも精通され、経験豊富であることから適任者と認め、引き続きお願いしようとするものであります。

同意第4号は、氏名、猿橋一夫。生年月日、

、 歳。住所、。

猿橋一夫さんは、平成29年12月1日から6年間委員としてお願いしてきたところであり、職務にも精通され、経験豊富であることから適任者と認め、引き続きお願いしようとするものであります。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご同意くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑は一括で許し

ます。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論は一括で省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。
表決は議案ごとに行います。

同意第1号 西和賀町固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

続いて、同意第2号 西和賀町固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

続いて、同意第3号 西和賀町固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

次に、同意第4号 西和賀町固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

ここで議案配付のため暫時休憩いたします。

午後 1時43分 休 憩

午後 1時45分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、日程第14、同意第5号 西和賀町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました同意第5号 西和賀町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて提案理由を申し上げます。

西和賀町人権擁護委員の候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

氏名、高橋たき子。生年月日、
、 歳。住所、 地割
。

高橋たき子さんは、平成26年10月1日から人権擁護委員として活動しており、相談業務をはじめ、人権啓発活動も意欲的に行っており、人柄も誠実で責任感もあり、地域住民からも信頼されていることから、人権擁護委員に適任であります。

令和6年1月1日からの任期ですが、候補者の推薦後、法務大臣から委嘱の発令をされるまで期間を要することから、今議会で意見をお願いするものであります。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご同意くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

同意第5号 西和賀町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は同意することに決定いたしました。

続いて、日程第15、請願・陳情第2号 介護報酬並びに障害福祉サービス報酬の引き上げと人材確保にかかる処遇改善の拡充等に関する国への意見書の提出を求める請願書を議題とします。

総務教民常任委員会委員長、柳沢安雄君より審査終了の旨の報告があります。柳沢委員長より審査結果についての報告を求めます。

総務教民常任委員会委員長、柳沢安雄君。

10番 総務教民常任委員会委員長報告。

それでは、今定例会において総務教民常任委員会に付託されました案件、請願・陳情第2号 介護報酬並びに障害福祉サービス報酬の引き上げと人材確保にかかる処遇改善の拡充等に関する国への意見書の提出を求める請願書の審査結果について報告いたします。

提出者は、社会福祉法人やすらぎ会理事長、佐々木一氏、社会福祉法人光寿会理事長、太田宣承氏、社会福祉法人潤沢会理事長、高橋典成氏。

紹介議員は、刈田敏議員、高橋宏議員の2名であります。

この請願について、9月6日に審査を行いました。

請願・陳情第2号 介護報酬並びに障害福祉サービス報酬の引き上げと人材確保にかかる処遇改善の拡充等に関する国への意見書の提出を求める請願書の趣旨は、高齢者福祉施設、障害者福祉施設の運営に係る介護報酬並びに障害福祉サービス等の報酬単価の引上げについて、関係機関に意見書を提出することを求めるものであります。

審査においては、参考人として、社会福祉法人やすらぎ会理事長、佐々木一氏、また社会福祉法人光寿会理事長、太田宣承氏の2名に委員会に出席していただき、各施設の運営及び経営状況などを説明いただいたところであります。

当該福祉施設は、高齢者比率の高い本町では非常に重要な施設であり、その事業の大半は介護報酬並びに障害福祉サービス等報酬により事業運営が成り立っているものであります。

実態として、本町のような過疎地においては慢性的な人材不足により、技能実習生や特定技能による外国人の雇用や有資格者の確保のため、人材派遣を受け、施設基準を保っていることから、人件費の増加、また物価高騰による諸経費も増大してきており、収支バランスを維持することが難しく、今後の事業展開に大きな影響を与えかねないという状況が確認できました。

参考人からの意見聴取及び委員による審査の結果、委員会としての結論は、この請願の趣旨に賛同し、全会一致で採択すべきとの結論に至りました。

以上、請願・陳情第2号について、総務教民常任委員会の委員長報告を終わります。

議長 委員長は委員長席にお座りください。柳沢委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

す。柳沢委員長は自席にお戻りください。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

請願・陳情第2号 介護報酬並びに障害福祉サービス報酬の引き上げと人材確保にかかる処遇改善の拡充等に関する国への意見書の提出を求める請願書を採決します。

本件に対する委員長報告は採択すべきであります。

委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本件は採択することに決定いたしました。

続いて、日程第16、請願・陳情第3号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願書を議題とします。

総務教民常任委員会委員長、柳沢安雄君より審査終了の旨の報告があります。柳沢委員長より審査結果についての報告を求めます。

総務教民常任委員会委員長、柳沢安雄君。

10番 総務教民常任委員会委員長報告。

それでは、今定例会において総務教民常任委員会に付託されました案件、請願・陳情第3号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願書の審査結果について報告いたします。

提出者は、岩手県教職員組合花北遠野支部支部長、平野薫氏、岩手県教職員組合花北遠野支部和賀支会支会長、多田啓氏。

紹介議員は、高橋敏樹議員の1名であります。

この請願について、9月6日に審査を行いました。

請願・陳情第3号 ゆたかな学びの実現・教

職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願書の趣旨は、子供たちの豊かな学びの保障と教育環境を整えるため、関係機関に意見書を提出することを求めるものであります。

審査では、子供の教育環境を考慮すると教職員の定数は改善すべきと思う、教職員の不足、自治体の財政状況により義務教育の格差が生まれていることがあってはならないとの意見があり、委員会としての結論は、この請願の趣旨に賛同し、全会一致で採択すべきとの結論に至りました。

以上、請願・陳情第3号について、総務教民常任委員会の委員長報告を終わります。

以上でございます。

議長 柳沢委員長は委員長席にお座りください。総務教民常任委員会委員長、柳沢委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。柳沢委員長は自席にお戻りください。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

請願・陳情第3号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願書を採決します。

本件に対する委員長報告は採択すべきであります。

委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本件は採択することに決定しました。

ここで議案配付のため暫時休憩します。

午後 1時57分 休 憩

午後 1時58分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

ここでお諮りいたします。高橋宏君、刈田敏君の両君から発議第1号が提出されましたので、お手元に配付しております。あわせて、高橋敏樹君、柳沢安雄君の両君から発議第2号が提出されましたので、お手元に配付しております。これを直ちに日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、発議2件を日程に追加し、追加日程第1、発議第1号 2024年介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の改定に係る基本報酬の大幅な引き上げを求める意見書及び追加日程第2、発議第2号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度の負担割合の引き上げを求める意見書を議題とします。

初めに、追加日程第1、発議第1号 2024年介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の改定に係る基本報酬の大幅な引き上げを求める意見書を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

高橋宏君。

8番 発議第1号、令和5年9月15日提出、西和賀町議会議長、高橋雅一殿。提案者、西和賀町議会議員、高橋宏君、賛成者、西和賀町議会議員、刈田敏であります。

2024年介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の改定に係る基本報酬の大幅な引き上げを求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び西和賀町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

趣旨は、高齢者福祉施設、障害者福祉施設の運営に係る介護報酬並びに障害福祉サービス等

報酬単価の引き上げを求める意見書を地方自治法第99条の規定により、関係省庁に提出しようとするものであります。

意見書を読み上げ、提案とさせていただきます。

2024年介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の改定に係る基本報酬の大幅な引き上げを求める意見書。

高齢者や障がい者にかかる社会福祉事業の大半は、介護報酬及び障害福祉サービス等報酬により事業運営しており、経営基盤そのものとなっております。

本町のような過疎地においては、慢性的な人材不足にあり、職員を確保するためには技能実習生や特定技能による外国人雇用に着手し、看護師等の有資格者の確保には、人材派遣を受けて施設基準を確保せざるを得ない状況にあり、経営において人件費の増は経費バランスも崩れ、大きな不安要素となっております。

他に、物価高騰による諸経費も増大してきており、収支バランスを維持することが困難な状況で今後の事業の存続も厳しい状況にあります。

このことから、国においては、持続可能な安全・安心の介護を実現していくため、次の措置を講じられるよう強く要望し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

1、過疎地域での高齢者福祉施設や障害者福祉施設の運営にかかる介護報酬及び障害福祉サービス費にかかる基本報酬の大幅な引き上げを行うこと。

2、介護従事者の処遇改善については、全産業平均給与との差を埋めるべく現在対象となっていない介護支援専門員、看護師、生活指導員、管理栄養士、栄養士、理学療法士、事務職等事業を支えるすべての職種を含めた処遇改善策を講ずること。

3、新型コロナウイルス感染症対応については、入居者は施設療養を余儀なくされるところであり、職員にも感染することで人材不足を補

うため、通所サービスなど他の事業を一定期間中止し特養の支援に回る場合があることから、このような対応にも感染症対策として交付金等の支援を強化すること。

令和5年9月15日、岩手県西和賀町議会。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、以上であります。

以上のとおり提案しますので、ご審議の上、議員各位のご賛同によりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。提案者は提案者席にお座りください。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。提案者は自席にお戻りください。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

発議第1号 2024年介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の改定に係る基本報酬の大幅な引き上げを求める意見書を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本議会として意見書を関係機関に提出することになりますが、その提出先につきましては提案者の提案のとおりにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、そのように取り計らいます。

続いて、追加日程第2、発議第2号 教職員

定数改善及び義務教育費国庫負担制度の負担割合の引き上げを求める意見書を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

高橋敏樹君。

5番 発議第2号、令和5年9月15日提出、西和賀町議会議長、高橋雅一殿。

提案者、西和賀町議会議員、高橋敏樹、賛成者、西和賀町議会議員、柳沢安雄であります。

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度の負担割合の引き上げを求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び西和賀町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

趣旨は、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度の負担割合の引上げを求める意見書を地方自治法第99条の規定により、関係省庁に提出しようとするものであります。

意見書を読み上げ、提案とさせていただきます。

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度の負担割合の引き上げを求める意見書。

現在、全国的に教員不足が問題になっておりますが、岩手県内の学校でも産育休者・病休者などの代替教員が見つからず欠員が生じており、学校運営に支障をきたしています。教職員不足によって、不利益を受けるのは子どもたちです。

子どもたちが抱える問題は、いじめ、不登校や別室登校、貧困、複雑な家庭環境など多様化・細分化しています。これらの問題に対応するためには、子どもたち一人ひとりの気持ちに寄り添ったより細やかな指導が必要ですが、十分な教職員が配置されているとは言えません。また、子どもたちが学ぶ楽しさや喜びを実感できるゆたかな学びの実現のためには、授業の工夫や準備をする教材研究の時間が必要ですが、この最も大切な時間が取れないほど学校現場は追い込まれています。

子どもたちが安心して楽しく学ぶ環境をつくり、ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現す

るためには、教職員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠となります。

義務教育費国庫負担制度は、平成18年の「三位一体改革」の中で、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況のなか、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体の財政状況により教育格差が生じることは大きな問題です。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であることから、子どもたちのゆたかな学びを保障するための条件整備は不可欠です。

こうした観点から、2024年度政府予算編成において、下記事項が実現されるよう強く要望いたします。

- 1、計画的な教職員定数改善を実施すること。
- 2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月15日、岩手県西和賀町議会。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、以上であります。

以上のとおり提案しますので、ご審議の上、議員各位のご賛同によりご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。提案者は提案者席にお座りください。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。提案者は自席にお戻りください。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決します。

発議第2号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度の負担割合の引き上げを求める意見書を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本議会として意見書を関係機関に提出することになりますが、その提出先につきましては提案者の提案どおりにしたいと思います、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、そのように取り計らいます。

続いて、日程第17、議員派遣の件を議題とします。

お手元に配付しております議員派遣の件について、事務局長に説明させます。

事務局長 それでは、議員派遣の件につきましてご説明いたします。

本議会は、地方自治法第100条第13項及び西和賀町議会会議規則第120条の規定により、次のとおり議員を派遣するものです。

件名は、令和5年度西和賀町議会行政視察研修。

目的は、西和賀町の抱えている課題の解決と議員の資質向上、議会の活性化を図るため、先進地の調査研修を実施し、町政の発展に寄与することを目的とします。

派遣場所は、宮城県伊具郡丸森町。

派遣概要は、住民自治組織について。

派遣期間は、令和5年10月23日から24日まで。

派遣議員は12名。

以上であります。

議長 ただいまの事務局長の説明のとおり議員派遣をすることにしたいと思います、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、事務局長の説明のとおり議員派遣をすることに決定しました。

ただいま議員派遣の件は議決されましたが、派遣場所、派遣期間、派遣議員等に変更があった場合、その決定については議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

以上で本定例会の全ての議事を終了しました。

これをもって第4回西和賀町議会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。

午後 2時15分 閉 会